

○鯖江広域衛生施設組合会計管理者事務の  
決裁に関する規程

（ 令和4年3月31日  
訓令第2号 ）

（趣旨）

**第1条** この規程は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めるものとする。

（決裁）

**第2条** 会計管理者の権限に属する事務の決裁に関しては、鯖江市出納事務決裁規程（昭和51年鯖江市訓令第4号）の例による。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。